名古屋葵大学 情報倫理に関する学生向けガイドライン

平成 14 年 11 月 19 日 制定
令和 8 年 7 月 1 日 最終改正

（趣旨）

名古屋葵大学情報倫理に関する学生向けガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、名古屋葵大学及び名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の「越原学園情報倫理基準」（以下「情報倫理基準」という。）に基づき、学生が本学の情報システム及びインターネット等を含めた情報全般を利用する際に遵守すべき事項をまとめたものである。

（用語について）

本ガイドラインでは、以下の用語を特別に定義する。

1．情報資産とは、デジタルデータとして記録されうる情報（以下「情報」という。）及び情報を管理する仕組みの総称である。本学の教職員、学生にかかわる情報のすべてを含む。
2．情報システムとは、本学において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
3．情報機器とは、本学の情報システムを利用するために用いるコンピュータ、情報端末及びネットワークを接続するための装置（ルータ、ハブなど）などをいう。

（一般的な利用について）

本学の情報システムを利用するものは、以下の事項を遵守しなければならない。

1．自己のアカウント及びパスワードは秘密としなければならない。また、十分なセキュリティを維持できるよう、自己のパスワードの設定及び変更に配慮しなければならない。特に、他の利用者のアカウントを使用してはならない。いかなる場合も他の利用者のパスワードを聞き出してはならない。
2．本学の情報システムは教育研究及びそれに関する事柄に利用するためのものであり、それ以外の目的に利用してはならない。特に、商業目的に利用することは禁止する。
3．作成者または所有者の許可なく、情報システムに存在する情報を複製等してはならない。特に、知的財産権（著作権、商標権、特許権など）を十分尊重しなければならない。
4．第三者のプライバシーに対しては、十分尊重しなければならない。特に、通信相手を罵倒したり、誹謗中傷するような行為は厳禁する。
5．置忘れ等による他人の情報を流用することを禁止するとともに、他人の情報媒体を発見した場合は直ちに所定の部署に届け出なければならない。

（電子メールの利用について）

以下は、本学の情報システムを利用して電子メールを送受信する場合の遵守事項である。

1．本学の情報資産を管理者の許可なく学外に流してはならない。
2．不必要な相手に対するメールの送信や不必要なファイルを添付するなどにより、情報システムに不要な負担をかけてはならない。特に、チェーンメールを送信することが無いよう注意しなければならない。

３．クレジットカード番号やパスワードなど他人に知られたくない個人情報や非公開情報等は決して通信の内容に含めてはならない。
４．添付ファイルにウイルスが内在する可能性を考慮し、むやみに添付ファイルを閲覧または実行してはならない。

（インターネット等の利用について）

本学の情報システムを利用してインターネット等を利用する場合は、以下の事柄を遵守しなければならない。

１．インターネット上の不適切なサイトにアクセスしてはならない。また、信頼できないサイトへアクセスする場合は、トラブルなどに十分注意しなければならない。
２.利用者は､アクセス権のない学外の情報システムに入り込もうとしてはならない。

（ソーシャルメディア等の利用について）

ソーシャルメディア（SNS、電子掲示板など）を利用する場合は、以下の事柄を遵守しなければならない。

１．プライバシー、名誉、肖像権、著作権、商標権など、関連する法律を遵守し、他者の権利や利益を侵害してはならない。
２．ソーシャルメディアの利用には各メディアの運用ルールに則り、社会のモラルやマナーを遵守しなければならない。
３．発信した情報は拡散する可能性と完全に削除できないことを理解し、十分に注意し行わなければならない。また、他者の個人情報、守秘事項など発信する情報の取り扱いに注意しなければならない。

（ウイルス対策について）

１．万一のウイルス被害に備え、常にデータのバックアップをすることに心がけなければならない。
２．ウイルスを発見またはウイルスに感染した場合は、速やかに情報システム課に報告しなければならない。
３．出所が不明なファイルや内容に確証がもてないファイルをダウンロードしてはならない。

（報告義務）

情報倫理に関する事故、情報資産への不正なアクセス及び改ざん、情報システム上の障害及び誤動作を発見した場合は、速やかに情報システム課に報告しなければならない。

（遵守義務と罰則）

１．本ガイドライン、本学の諸規則、社会的ルール及び国内外の関連する法規を遵守しなければならない。
２．本ガイドラインに規定される以外に、情報システム課が発行する各種利用要項や注意事項についてもその内容を把握して他者に迷惑をかけないように努めなければならない。

３．本ガイドラインに違反した場合は、情報システム課が管理する情報システムの利用を禁止する場合がある。さらに、悪質な場合には学則に則り処罰する場合がある。

（雑則）

このガイドラインの改正及び廃止については、法人本部長が行う。

（その他）

１．情報システム課が発行する学生向け情報システム利用要項等に本ガイドラインの内容を網羅し、学生が遵守すべき情報倫理事項を周知するように努めることとする。

２．本ガイドラインは、平成 14 年 11 月 19 日から施行する。
本ガイドラインは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
本ガイドラインは、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
本ガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。